

「奈良県民のくらしに関する調査」調査票 用語の解説

問番号	用 語	解 説
問 1	世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者をいい、単身赴任や入院、遠方での就学等により現在住居が離れている人も含む。 （本調査の対象は、いわゆる「一般世帯」に限定し、「施設等の世帯」（寮・寄宿舎の学生、病院・療養所の入院者、社会施設・矯正施設の入所者、定まった住居を持たない単身者など）は除いている。） ・ 同じ敷地内や住居に住んでいても、生計が異なる場合は、別世帯として取り扱う。
	離居	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単身赴任、入院、遠方での就学等により現在住居を離れているが、生計としては当該世帯と共にしている状態をいう。 ・ 当該世帯との別居状態が恒常的で、かつ、当該世帯とは独立して生計をたてている場合は、別世帯として取り扱う。）
	ふだんの1週間の就業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常一般的な1週間における当該1週間当たりの就業時間数をいう。 ・ 残業や副業などについては、ふだん恒常的に行っているものは含むが、ふだんは行っていないが臨時緊急に行ったものは含まない。 ・ 農業・林業・漁業については、稼働期における通常一般的な1週間のおおよその就業時間数とし、個人事業、内職などについても、通常一般的な1週間のおおよその就業時間数とする。
	就業等形態（選択肢）	雇用者は勤め先での呼称によって選択する。
	正規の職員・従業員	雇用者のうち、一般職員、正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。
	パート・アルバイト	就業の時間や日数に関係なく、職場で「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い名称で呼ばれている人をいう。
	契約社員・派遣社員	有期の雇用契約により雇用されている社員、労働者派遣事務所に雇用され、派遣されて働いている人をいう。
	会社などの役員	会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員をいう。
	雇人がいる事業主	個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、有給の従業員を雇って事業を営んでいる人をいう。家族従業者も、有給であれば雇人に含む。
	雇人がいない事業主	個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人または家族（無給）とだけで事業を営んでいる人をいう。
	家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族をいう。原則的に無給の人だが小遣い程度の収入なら家族従業者とする。
	内職	自宅で材料の支給を受け、人を雇わず、大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をしている人をいう。
	非就業の学生	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふだんはアルバイトや家庭教師などせず勤労収入を得ていない学生をいう。 ・ 夏季・冬季など一時的に短期にバイト等する学生は、「非就業の学生」として取り扱うが、恒常的にバイト等する学生は「2.」として取り扱う。
	非就業（学生を除く。）	学生以外で、勤労収入を伴う就業を行っていない場合をいい、専業主婦（夫）で専ら家事に従事している人も含む。
	（仕事を探している）	ハローワークなどの求職登録をし、又は紹介を人に頼んだり、新聞、求人情報誌やフリーペーパーなどにより仕事を探している状態をいう。
	就業先の主たる産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業している事業所が2つ以上あるなど複数の仕事をしている場合は、一番長い時間した仕事の産業を選択する。 ・ 就業先が2つ以上の事業を行っている場合は、その人が主に仕事をしている業務内容で産業を選択する。
1. 農業・林業・漁業	農林業には園芸、林業サービス業を含む。漁業には水産養殖業（例：金魚養殖）を含む。	

問番号	用語	解説
	3. 建設業	総合工事業(土木・建設工事)、職別工事業(大工、とび、左官、板金、塗装など)、設備工事業など
	6. 情報通信業	放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、新聞業、出版業など
	7. 運輸業・郵便業	鉄道業、旅客運送業、道路貨物運送業、航空運輸業、郵便業(郵便物の引受、取集・区分および配達を行う事業所)など 【注】保険や金融など複数の各種サービスを提供する郵便局は、18. その他のサービス業を選択。
	9. 小売業	各種商品の小売業(〇〇販売店、百貨店、総合スーパーなど)、通信販売、訪問販売を含む。
	10. 金融・保険業	銀行業、農協、証券業、保険業(保険代理店、保険サービス業を含む)など
	11. 不動産業・物品賃貸業	建物・土地売買業、不動産代理業・仲介、不動産賃貸業、総合リース業 【注】建物を建設し分譲する場合は、3. 建設業となる。
	12. 学術研究・専門技術サービス業	学術的研究、試験、開発研究などを行う機関、法律事務所、公認会計士・税理士事務所、設計・測量業、デザイン業、経営コンサルタント業、広告業、獣医、写真館など
	13. 宿泊業・飲食サービス業	旅館・ホテル、飲食サービスには持ち帰りや配達サービス業を含む。
	14. 生活関連サービス業・娯楽業	クリーニング、理美容、浴場、旅行業、冠婚葬祭業など、娯楽業(遊園地、遊技場、スポーツ施設など)
	15. 教育、学習支援業	学校、社会教育施設(公民館、図書館、博物館、美術館など)、学習塾、おけいこ教室など
	16. 医療、福祉	病院、診療所、保健所、保育所、老人福祉・介護事業など
	18. その他のサービス業	自動車整備業、機械等修理業、その他修理業、労働者派遣サービス、家事サービス、非営利団体など
	19. 公務	国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官公庁、及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署
	就業地・通学地	・ 就業者が従事している、又は就学者が通学している場所をいう。 ・ 外務員や運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている者は、所属する事業所の所在地とする。 ・ 兼務・併任等により、勤務地が複数ある場合は、最近1月間において最も通勤回数の多かった場所とする。 ・ 就学者で、かつ、バイト等で就業している者は、就学地とする。
	通勤・通学時間	上記「就業・就学地」で選んだ場所と自宅との片道移動時間をいい、通常一般的に利用する交通手段・経路により算定する。
問2	長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入り口を持っているものをいう。 いわゆる「テラス・ハウス」を含む。
	共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共有しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもので、マンション、団地、ハイツなどの集合住宅をいう。 階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含む。
問8	子育て(世帯以外)	
	2. 保育所(園)	認可外で設置しているベビーホテルや事業所内保育所、(病)院内保育所を含む。
	3. 幼稚園・保育所(園)の一時預かり	保護者の急病等、家庭での育児が困難な場合の一時預かりなど。

問番号	用語	解説
	5. ファミリーサポートセンター	育児援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、相互援助（有料）を実施するもので、現在、県内9カ所（奈良市、大和高田市、天理市、生駒市、香芝市など）で開設されている。
	6. 子育て支援センター・つどいの広場	子育て親子の交流の場所や育児相談や育児関連情報の提供、子育てサークル等を実施するもので、設置場所は保育所（園）内や保健・福祉センター内など。現在、県内にセンター型23箇所、ひろば型23箇所が開設されている。
問11	介護・看護	介護保険の認定や障害者手帳の有無に関係なく、現に介護や看護を必要とする常況にある場合をいう。
	介護・看護（世帯以外）	
	1. 施設入所	有料老人ホーム、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、障害者支援施設などに入所し、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練、療養上の世話を受ける場合をいう。
	2. 共同生活介護、援助（グループホーム）	少人数で共同生活をしながら家庭的環境の中で入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練を受ける場合をいう。
	3. 訪問介護・看護、居宅介護	自宅において介護・看護に関する支援サービスを受ける場合で、以下のものをいう。 ・介護福祉士や訪問介護員によって入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を送る上での支援 ・看護師、准看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士が居宅を訪問して行う療養にかかわる世話、または必要な診療の補助を行うサービスなど
	4. 通所介護、生活介護	施設などに日帰りで通い提供されるサービスを受ける場合で、以下のものをいう。 ・老人デイサービスセンターや障害者支援施設等で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練 ・介護老人保健施設、病院や診療所で提供される、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーションなど
	5. ショートステイ	特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設あるいは障害者支援施設等の施設に短期間入所し、その施設で行われる、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練を受ける場合をいう。
	6. 配食サービス	・調理や買い物が困難な高齢ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯、身体に障害のある人のいる世帯に対して定期的に行われる食事の宅配サービスをいう。 ・栄養管理や安否確認などを伴う公的事業としてのもののほか、私的に提供を受ける場合も含むが、たまに利用する「出前」などは除く。
7. 外出支援サービス	障害者や高齢者など行動が困難で常に介護が必要な方に対して、外出時の移動の支援をする福祉サービスをいう。	
問12	余暇・自由な時間	生理的に必要な時間や社会生活上義務的な性格の強い時間を除く、「各人が自由に使える時間」をいう。 （＝睡眠、食事、仕事、学業、通勤・通学、家事・育児、介護・看護、買い物、身の回りの用事、受診・療養などを除いた残りの時間で、自由に使える時間）。
	社会参加活動	・インフォーマル部門（政府部門や市場部門以外の部門）において、同一の目的を有する人々が自主的に参加し、集団で行っている活動をいう。 ・具体的には、素社会奉仕などのボランティア活動、環境保護・まちづくりなどの住民運動や社会的活動、宗教活動、政治活動など。
問14	その他	知人が運転する乗用車への同乗、タクシー利用など
問15	品目	
	食料品	外食は除くが、持ち帰り弁当や調理済み食品を含む。
	日用品・金物・雑貨類	台所用品、掃除用品、文房具など。

問番号	用語	解説
	服飾雑貨	腕時計、アクセサリ、帽子、ネクタイ、かばん など。
	医薬品	市販の医薬品、紙おむつ等の保健医療消耗品など。
	店舗形態の選択肢	
	3. 大型専門店・量販店・ディスカウント店	衣料、食料、家電などを販売する大型の専門店や、商品を大量に格安販売する大型店など。 (ヤマダ電機などの家電量販店、しまむらなどの衣料専門店、ドンキホーテなどのディスカウント店など)
	5. 6. 総合・食品スーパー	・イトーヨーカ堂・ジャスコ・西友などの総合スーパーや、オークワ・業務スーパーなどの食品スーパーのほか、ホームセンターなども含む。 ・ショッピングセンター(モール) 内にある場合は、「7. ショッピングセンター(モール)」とする。
	7. ショッピングセンター(モール)	奈良ファミリー、イオンモールアルル、イオン高の原ショッピングセンター、イオン奈良登美ヶ丘ショッピングセンター、オークタウン大和高田など
	8. コンビニエンスストア	セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど
	10. 通信・カタログ販売	カタログ、テレビ、ラジオ等でPRされた商品を、郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による申し込みをして購入する形態をいう。
問16	別居の親戚	別生計での親、子、兄弟姉妹をいう。
問18	P T A	各学校ごとに組織された保護者、教職員による教育関係団体をいう。
	N P O	民間非営利組織をいう。
問19	(1) 自主防犯・防災	
	5. 子ども見守り活動	登下校時の子どもの安全確認のために行われる見守り活動をいう。
	6. 年末夜警	年末(年始に行われる場合も含む。)において地域で行われる夜回り、パトロールをいう。
	(3) 高齢者・障害者福祉	
	1. 高齢者の見回り活動	地域で一人暮らしの高齢者などの安否確認のために行われる見回り活動をいう。
	2. 認知症サポーターの活動	認知症サポーターとして登録された者が行う、認知症やその家族に対するボランティア、地域や職場での啓発の活動をいう。 養成講座への受講を含む。 ※「認知症サポーター」とは、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、認知症の人と家族の応援者である認知症サポーターを養成するために、自治体や職域団体の事務局と全国キャラバンメイト連絡協議会が協働で開催する養成講座を受講し、登録された者をいう。
	4. 地域の福祉団体等の催し物	地域の介護老人施設や障害者支援施設等で開催する催し物(夏祭り、バザー、交流会など)に参加する場合をいう。
	(4) その他のボランティア・社会参加活動	
	社会参加活動	・インフォーマル部門(政府部門や市場部門以外の部門)において、同一の目的を有する人々が自主的に参加し、集団で行っている活動をいう。 ・具体的には、素社会奉仕などのボランティア活動、環境保護・まちづくりなどの住民運動や社会的活動、宗教活動、政治活動など。
	3. 地域の伝統文化・行事	地域行事として行われる祭り等を含む。

問番号	用語	解説
問20	掛け捨て以外の保険掛金	貯蓄的要素のある保険の掛金をいう。個人、企業年金掛金を含む。
問21	家計支出額	
	(1) 食料費（外食費を除く。）	・飲食店以外で購入した持ち帰り弁当や寿司、お惣菜等調理済み食品を含む。 ・酒類を含む。
	(2) 外食費	・飲食店で食事、喫茶、飲酒した費用。 ・飲食店より提供された飲食物は、出前、持ち帰りも外食に含む。
	(3) 子の教育や保育にかかった費用	学校の授業料、保育料、受験料、入学金のほか、教科書代、家庭教師や塾などの月謝代、補習のための通信教育にかかった費用など。教養的、実用的な習い事（ピアノ、お茶、お花、）の月謝は含まない。
	(4) 保健医療費	医科・歯科診療費、整骨、鍼灸治療代、出産費用、医薬品、矯正用の眼鏡・コンタクトレンズ、紙おむつ（子供用・大人用）、保健医療用品（体温計・ヘルスマーター・補聴器など）、保健用消耗品など。
	(5) 宿泊や旅行にかかった費用	宿泊やパック旅行にかかった費用をいい、出張にかかった費用は除く。
	(6) 交際費	慶弔費、中元・歳暮など贈答用金品、祝儀、職場・地域の諸会費や負担金など。
問24	株式投資信託	株式に投資を行い、運用成果を投資家に分配する金融商品のことをいう。
	債券	社会的に一定の信用力のある発行体が資金を調達する際に、金銭消費貸借契約類似の法律関係に基づく金銭債権の内容を券面上に実体化させて発行する有価証券をいう。
	公社債投資信託	株式を組入れることなく、国債や金融債など安全性の高い公社債を中心に運用する投資信託（証券貯蓄商品）をいう。
	社内預金	企業が従業員の委託を受けて給与の一部を預金として預かるものをいう。